

上尾市教育委員会教育長訓令第1号

上尾市教育委員会事務局
市立教育機関

上尾市教育委員会に対する請願の処理に関する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

上尾市教育委員会
教育長 西 倉 剛

上尾市教育委員会に対する請願の処理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上尾市教育委員会に対する請願の処理に関する規則(令和8年上尾市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)第7条の規定に基づき、請願の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(請願書の提出等)

第2条 規則第2条第1項の規定による請願書の提出は、請願書(第1号様式)を提出することにより行うものとする。

2 教育長は、請願書が提出されたときは、規則第2条第2項に規定する記載事項を審査し、当該記載事項に不備があると認めるときは、当該請願者に対し、その補正を求めるものとする。

(会議への付議)

第3条 規則第3条の規定により請願を教育委員会の会議(以下「会議」という。)に付する時期は、原則として、請願書を受理した日以後直近の教育委員会の会議(以下「会議」という。)とする。ただし、会議開催の日から起算して14日前の日以後に請願書が提出された場合、その他教育長が必要と認める場合は、当該直近の次の会議に付議するものとする。

2 請願を会議に付する場合において、同一趣旨の請願書が複数あるときは、その要旨、内容等を取りまとめて会議に付議することができるものとする。

(専決処理の基準等)

第4条 規則第4条第1項に規定する「軽易な事項」は、次に掲げるものとする。

- (1) 既に実現し、又は実現の目途が立っているもの
- (2) 日常的な事務処理に係るもの

2 規則第4条第2項の規定による報告は、原則として、同条第1項の規定により処理した以後直近の会議において行うものとする。

(意見陳述)

第5条 規則第5条第2項の規定による申出は、陳述申出書(第2号様式)を提出することにより行うものとする。

2 教育長は、教育委員会が規則第5条第1項の意見陳述を許可したときは、当該請願者に対し、陳述の時間、場所及び方法を通知するものとする。

(結果の通知)

第6条 規則第6条の規定による請願の処理の結果の通知は、請願処理結果通知書(第3号様式)により行うものとする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

請願書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

請願者（代表者） _____

住所（所在地） _____

氏名（名 称） _____

電話番号 _____

1 件名 _____に関する請願

2 請願の趣旨
(請願の趣旨や理由を記載してください。)

陳述申出書

年 月 日

（宛先）

上尾市教育委員会

請願者（代表者） _____

住所（所在地） _____

氏名（名 称） _____

電話番号 _____

年 月 日付けで上尾市教育委員会に提出した請願書について、
教育委員会の会議で意見（事情）を述べたいので申し出します。

年 月 日

様

上尾市教育委員会

請願処理結果通知書

年 月 日付けで提出された下記の請願は、 年 （月・第 回）

（定例会・臨時会）において と決定されたので通知します。

記

件名 _____に関する請願